

●モデルケース

給与所得者(単身者)の場合

Table with columns: 給与収入額, 個人住民税, 所得税, 個人住民税+所得税. Rows show income levels from 200万 to 600万.

給与所得者(夫婦と子供2人・子供のうち1人は特定扶養)の場合

Table with columns: 給与収入額, 個人住民税, 所得税, 個人住民税+所得税. Rows show income levels from 400万 to 800万.

年金受給者(65歳以上)で単身者の場合

Table with columns: 年金収入額, 個人住民税, 所得税, 個人住民税+所得税. Rows show pension income levels from 250万 to 350万.

年金受給者(65歳以上、夫婦2人・配偶者は70歳未満)の場合

Table with columns: 年金収入額, 個人住民税, 所得税, 個人住民税+所得税. Rows show pension income levels from 250万 to 350万.

- ※個人住民税と所得税の合計において平成19年度(分)の方が増えているのは、定率減税の廃止によります
※一定の社会保険料控除を見込んでいます
※個人住民税は均等割を含んでいます
※人的控除以外の所得控除(生命保険料、損害保険料等)のある方については、負担の増減が生じる場合があります

その他の改正点
山林所得、変動所得及び臨時所得に対する特別な税額計算方法の廃止
個人住民税の所得割の税率が一律10%(市民税6%、都民税4%)になる...

●65歳以上の方の段階的減額措置の時期

Table showing tax reduction measures for those aged 65 and over, comparing平成18年度 and平成19年度.

(注)昭和15年1月2日以前生まれの方が該当します

来どおり非課税です。退職所得に係る分離課税による市・都民税の税率改正
個人住民税の所得割が一律10%になることに伴い、退職所得に係る税率も10%(市民税6%、都民税4%)になります...

●所得税と個人住民税の人的控除額の差

Table comparing tax reductions for income tax and individual resident tax across various categories like障害者控除, 寡婦控除, etc.

●調整控除額の算出方法

- 1 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合
2 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合
(人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)) x 5%

定率減税が廃止されました
定率減税は、景気回復のための特例措置として平成11年度に導入されましたが、経済状況の改善等を踏まえ、平成19年度に...

●税源移譲の実施時期

所得税と個人住民税の税源移譲の実施時期は異なり、注意が必要です。
平成18年11月、平成19年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月

●給与から引かれている方(特別徴収)の場合

Table showing tax withholding from salaries, including adjustments for tax source transfer.

●ご自分でお支払いになっている方(普通徴収)の場合

Table showing tax payment from individuals, including adjustments for tax source transfer.

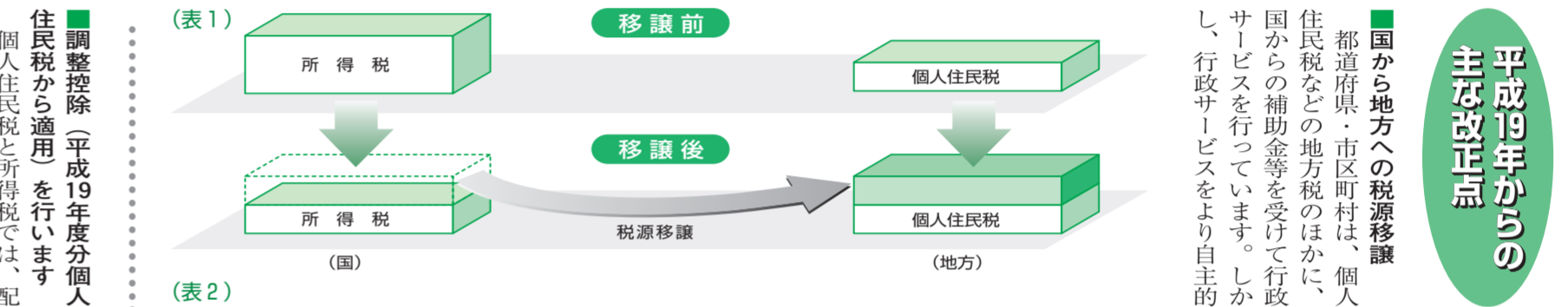
確定申告書の第二表

Table for tax return Form 2, detailing payment methods for income tax and individual resident tax.

平成19年度の個人住民税が大きく変わります

改正のポイント

- 国から地方へ約3兆円の税源移譲が行われます...表1
個人住民税の税率は一律10%(市民税6%・都民税4%)...表2
所得税も併せて税率が改正されるため、基本的に負担額は変わりません...表3
定率減税が廃止され税額が増えます...表4
個人住民税と所得税では実施時期が違います...表5



調整控除 平成19年度分個人住民税から適用を行います

偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります(上表人の控除の差参照)
例えば、個人住民税の税率が5%から10%に上がり、所得税の税率が10%から5%に下がったとしても、人的控除額の差によって個人住民税の所得から控除を引いた課税所得金額が多くなり、税負担が増えることとなります...

個人住民税の税率が10%に

個人住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階に分けられていましたが、課税所得の多少に関わらず一律10%(市民税6%、都民税4%)になります。

所得税と個人住民税を合わせた税負担額は基本的に変わりません

個人住民税の所得割が一律10%に改正されたことに伴い、所得税の税率構造も見直されました。個人住民税については、最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられますが、逆に所得税は、最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます...

市・都民税の申告に関する質問にも答えたいです

私は専業主婦で、市外の扶養になっていて、申告する必要はないと思うのですが?
Q なたかに扶養されている方も、平成19年1月1日現在その扶養者と同居していない方は、市では扶養関係の確認ができないため、収入が無くても申告が必要です...